

## 様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	島根県立石見高等看護学院
設置者名	島根県

### 1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護学科	夜・通信	65単位	9単位	
(備考)					

### 2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページで公開する。（<https://www.sinc.ac.jp/>）

### 3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	島根県立石見高等看護学院
設置者名	島根県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	島根県立石見高等看護学院
役割	<p>島根県立石見高等看護学院学則第28条の2第1項の規程に基づき設置し、次の事項について審議する。</p> <p>1 島根県立石見高等看護学院（以下「学院」と言う。）の規程（学則に関するものを除く。）の制定・改廃に関すること 2 学院の予算の編成、執行計画及び決算に関すること 3 学校の教育方針、教育計画及び教育内容に関すること 4 学院の施設の整備及び維持管理に関すること 5 学院の職員の人事に関すること 6 その他学院の運営に関し、重要と認められる事項</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
公益社団法人益田市医師会 学院担当理事	2020.7.1～ 2022.6.30	島根県立石見高等看護学院の 運営管理受託機関の担当理事
公益社団法人益田市医師会 会員	2020.7.1～ 2022.6.30	島根県立石見高等看護学院の 運営管理受託機関の会員
(備考)		

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	島根県立石見高等看護学院
設置者名	島根県

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

講義については、授業科目名、開講時期、単位数・時間数、担当教員名、授業のねらい、授業内容(回数・内容・授業形態)、自己学習に関する指針、使用教科書、参考文献、成績評価方法、関連科目、その他の通知事項等について明記したシラバスを年度ごとに作成している。シラバスは、開講年度初めに各学年の授業科目のガイダンスを実施し、その学年で学習する科目的シラバスを学生に配布している。

実習については、実習目標、行動目標、実習方法、実習記録、実習評価について明記した指導要領を年度ごとに作成している。指導要項は、基礎Ⅰ・Ⅱ及び領域実習開始前のオリエンテーション時に学生に配布し、説明している。更に、各実習の直前にはそれぞれの実習の目標、行動目標、実習方法、実習記録、実習評価についての詳細なオリエンテーションを実施している。

授業計画書の公表方法 ホームページに公開する。(https://www.sinc.ac.jp/)

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

【学修意欲の把握について】

学修意欲については授業態度、グループワーク時のグループメンバーに対する貢献度、評価の対象とならない提出物を含めての状況などから把握する。学修意欲に問題がある学生については個人面談等により指導を実施している。

また、成績不良者となった学生についてはチューターまたはクラス担当教員による指導と保護者への成績状況の説明を面談等によって行う。

【授業科目の学修成果の評価】

講義については、授業内容に応じて筆記試験、レポート、実技試験、学習態度などの方法を用いて評価する。科目ごとにその科目的担当教員が、科目的ねらい・到達目標などをもとに評価方法について、学生に対してシラバスにより提示した上で、実施する。各科目の2/3以上の出席を単位認定の資格要件とし、それを満たさなければ評価対象外とする。

実習については、各領域の到達目標をもとに作成した評価表を用いて、担当教員と臨地実習指導者が学生の実習内容に基づき協議を行い評価する。領域によっては、レポートの評価も加味され単位認定を行う。

講義・実習ともに評価点は数値化し、100点～90点をS評定、89点～80点をA評定、79点～70点をB評定、69点～60点をC評定、59点～0点をD評定とする。D評定となった科目については、単位は認定されない。

【単位取得の認定について】

各学期末に成績審議委員会を開催し、学生の成績の状況について審議し、単位の認定を決定する。

**3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。**

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

各学年前期・後期の学期ごとに、その間に成績評価が行われた科目に関する点数（S～Dの成績表示の根拠となる素点）の平均値を算出し、成績の分布を把握するとともに、同学年学生の中での個人の成績順位を出している。

その学期間中に成績評価が行われた科目の素点の総計

その学期間中に成績評価が行われた科目数

客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページに公開する。（ <a href="https://www.sinc.ac.jp/">https://www.sinc.ac.jp/</a> ）
----------------------	---

**4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。**

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定の基本的な方針を「期待する卒業生像（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定め、学生に周知するとともに、一般にも公表している。

- (1) 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解できる。
- (2) お互いの存在を尊重し、自己理解・他者理解を深めながら、看護師として良好な人間関係を形成することができる。
- (3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践することができる。
- (4) 臨床判断を行うための基礎的能力を用いて科学的根拠に基づいた看護を実践できる。
- (5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践することができる。
- (6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々への看護を実践することができる。
- (7) 専門職業人として常に看護を探求する姿勢と向上心を持ち、自己の成長と看護の質の向上を図るために主体的に学び続けることができる。

なお、本学院を卒業するためには、学則第 14 条に定められたすべての単位（105 単位）を修得しなければならない。

卒業認定にあたっては、学生の単位修得状況を最終的に確認し、卒業認定を行うための「卒業審議委員会」を開催し、審議する。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	「学習のてびき」に上記方針について記載し、入学時に学生に配布し、ガイダンスを行っている。
----------------------	--

また、ホームページに公開している。

（<https://www.sinc.ac.jp/>）

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	島根県立石見高等看護学院
設置者名	島根県

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療分野	専門課程	看護学科	○				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	105／単位	78 /単位	3 /単位	24 /単位		
			単位時間／単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120人	116人	0人	10人	88人	98人		

#### カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

##### （概要）

##### 【各年次の授業方法・内容】

###### （1年次）

学内での講義・演習を中心に、看護を学ぶ上で必要な知識と技術を徹底して身につけていく。また、地域とそこに暮らす人々を理解する実習や病院とそこで療養する人を理解する実習を行う。

###### （2年次）

より専門的な看護について領域ごとに学んでいく。1年次に学んだ内容を発展・深化させる段階とする。前期には基礎看護学実習Ⅱ、後期からは領域別の実習ローテーションを開始する。

###### （3年次）

1・2年次の間に学んだことを基盤として、より実践的に学ぶ段階となる「実習」を中心とする。また、学内での学習も「看護研究」や「看護の統合と実践演習」など3年間の総まとめとしての内容を学ぶ。

### 【各分野の内容】

#### (基礎分野)

専門基礎分野や専門分野を学ぶにあたって、基礎となる知識や、看護職を志すものとしての人間性を高め、社会人として必要な教養を身につける科目で構成する。

例えば、地域の人々の暮らしの理解のために必要となる科目（文化人類学入門）や、人々との関わりを深めるためには必須であるコミュニケーション能力を高めるための科目（日本語表現法、人間関係基礎論と技術、意思疎通支援技法など）を学ぶ。

#### (専門基礎分野)

専門分野を理解し、科学的な根拠に基づいた看護を展開する土台となる科目（解剖生理学、病態生理学、臨床病態論、臨床薬理学など）を学ぶ。科目を履修して終了とならないよう専門科目のバックボーンとして「存在し続けている」知識となるように演習を取り入れることに重点を置く。専門分野の学習を積み重ねていく上で、この専門基礎分野で得た知見を自由に使いこなせるようにしながら学びを深められる教育方法の工夫を行う。

#### (専門分野)

基礎看護学、地域・在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、看護の統合と実践の8領域と臨地実習で構成する。専門領域全体に、看護実践能力の向上を図る内容となるよう講義、演習及び実習を効果的に組み合わせている。特に、地域・在宅看護論は基礎分野と同様に教育課程の土台として位置付け、入学後早期から「地域」についての理解を深め、地域の人々との交流が持てる内容を取り入れている。そのために、医療・福祉の専門職のみならず、地域の様々な方々から教育に協力をいただけるようネットワークづくりに取り組んでいる。

### 【年間の授業計画】

年間の授業計画については、各分野において順序立てて学習を積み重ねていくため、外部の非常勤講師の予定を調整しながら授業計画を組み立てている。

また各臨地実習の実施に必要な履修要件を考慮に入れ、講義・演習・実習を組み立てている。

### 成績評価の基準・方法

#### (概要)

1) 講義の単位の認定は、履修科目ごとにその科目の担当教員が、試験その他の方法により学生の履修状況を判断して行う。授業科目によっては、定期試験の結果に基づいて単位の認定を行う場合や、定期試験を行わず、実技、レポート、小テスト、平常点、出席状況等により、あるいは定期試験の成績にこれらを加味して単位認定を行う場合などがある。

2) 実習の単位認定は、担当教員と臨地実習指導者が実習内容に基づき協議を行い、評価表を用いて行う。尚、出席時間数を満たしていても、実習内容が目標に到達していない場合は、単位を認定することはできない。実習科目によっては、レポートの評価も加味され単位認定を行う。なお、レポートの内容によっては、再レポートを求めることがある。

また、実習については以下の履修要件を満たさなければ履修することはできない。

実習科目	履修要件
基礎看護学実習 I (患者と療養環境の理解)	1. 以下の科目的単位を修了していること 看護学概論 I・II 2. 以下の科目が履修済みであること 日常生活を援助する技術 I・II・III
基礎看護学実習 II (看護過程の展開)	1. 以下の科目的単位を修得していること 基礎看護学実習 I 看護の基本技術 I・II・III 診療を補助する技術 臨床看護総論 臨床判断演習 I
領域別実習、健康状態別看護実習 I・II・III	1. 以下の科目的単位を修得していること 基礎看護学実習 II
看護の統合と実践実習	1. 看護の統合と実践実習を除いて全ての実習の単位を修得または修了していること

単位の修得=成績審議を経て単位が認定されていること

修了=成績審議を経ての単位認定はまだであるが、成績評価はC以上であること

履修=単位を修得するために科目を学ぶ(授業を受ける)こと

3) 原則として各科目的授業実施時間の3分の2以上の出席を満たしていないければ、その科目の評価を受ける資格を失う。

4) 履修科目の成績は、上記の評価の結果により以下のように成績評価し、「C」以上を合格とする。GPA算定する場合には以下のポイントで算出する。

可否区分	成績評価点	評価	ポイント(GP)
可	100点～90点	S	4
	89点～80点	A	3
	79点～70点	B	2
	69点～60点	C	1
不可	59点～0点	D	0

5) GPAの算出方法は以下のとおりとする。

$$(S \text{ の科目数} \times 4) + (A \text{ の科目数} \times 3) + (B \text{ の科目数} \times 2) + (C \text{ の科目数} \times 1)$$

履修した科目数 (D評定となった科目数も含む)

#### 卒業・進級の認定基準

(概要)

#### 【進級】

本学院では、次の学年に進級するために基準を設けている。

基準に関わる要件については、以下のとおりとする。

1年次 42単位のうち41単位以上の修得が必要

2年次 35単位のうち34単位の修得が必要

進級については、成績審議委員会において審議し、学院長が決定する。

## 【卒業】

本学院を卒業するためには、学則第14条に定められたすべての単位(105 単位)を修得しなければならない。

## 学修支援等

### (概要)

#### ○ チューター制度で3年間一貫したサポート

チューター制とは、各学年のクラス担当の教員以外に、入学時から卒業までの3年間を一人の教員が学生を受け持って指導にあたっている。

勉学、進路、その他学生生活全般に関して個人的に相談を受け、あるいは指導を行い、ひとりひとりに目の行き届いた、細やかなサポートに心掛けている。

#### ○ 専門家によるメンタルサポート

学校、家庭における人間関係の中で「心の問題」に悩んでいる学生には、臨床心理士による専門的な立場からの助言や援助を受けることができます。

スクールカウンセラーを配置し、月に2回学内でのカウンセリングを行っている。

#### ○ 経済面でのサポート

日本学生支援機構奨学金、島根県育英会奨学金、島根「ふるさと」看護奨学金制度など、奨学金の申請手続の支援を行っている。

また、社会人入学対象の「教育訓練給付金」の認定校であり、学費の支弁が困難な学生には独自の授業料減制度も有している。

## 卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
36人 (100%)	0人 ( 0%)	36人 ( 100%)	0人 ( 0%)

### (主な就職、業界等)

島根県内の総合病院

(益田赤十字病院、益田地域医療センター医師会病院、島根県立中央病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、雲南市立病院、済生会江津総合病院、浜田医療センター、松江赤十字病院 等)

### (就職指導内容)

- ・マイナビ就職選考対策講座（4月：3年）
- ・スタートアップ&選考対策講座（2月：2年）
- ・就活スタートアップ講座（3月：1年）
- ・地域の看護師との交流会（3月：1年、2年）

(主な学修成果（資格・検定等）)

- ・看護師国家試験受験資格
- ・保健師養成施設への受験資格
- ・助産師養成施設の受験資格
- ・4年制大学への編入資格（看護大学の場合は3年次編入試験受験資格）
- ・大学養護教諭養成課程の受験資格

(備考) (任意記載事項)

令和3年度の看護師国家試験合格率 100%  
令和3年度の島根県内就職率 88. 8%

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
118人	4人	3. 4%

(中途退学の主な理由)

進路変更

(中退防止・中退者支援のための取組)

○ チューター制度で3年間一貫したサポート（再掲）

チューター制とは、各学年のクラス担当の教員以外に、入学時から卒業までの3年間を一人の教員が学生を受け持って指導にあたっている。

勉学、進路、その他学生生活全般に関して個人的に相談を受け、あるいは指導を行い、ひとりひとりに目の行き届いた、細やかなサポートに心掛けている。

○ 専門家によるメンタルサポート（再掲）

学校、家庭における人間関係の中で「心の問題」に悩んでいる学生には、臨床心理士による専門的な立場からの助言や援助を受けることができます。

スクールカウンセラーを配置し、月に2回学内でのカウンセリングを行っている。

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	0 円	118,800 円	400,000 円	その他の欄の 400,000 円は、1 年生から 3 年生までの 3 年間の教材費。 (入学時に一括納付し、卒業時に精算。)
修学支援 (任意記載事項)				
日本学生支援機構奨学金、島根県育英会奨学金、島根「ふるさと」看護奨学金制度など、奨学金の申請手続の支援を行っている。 また、社会人入学対象の「教育訓練給付金」の認定校であり、学費の支弁が困難な学生には独自の授業料減制度も有している。				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページアドレス <a href="https://www.sinc.ac.jp/">https://www.sinc.ac.jp/</a>												
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)												
<p>1 主な評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目的・目標 (教育理念・目的・目標の設定と達成)</li> <li>・学生の受け入れ (学生募集、入学選抜の方針・方法)</li> <li>・学生生活の支援 (学習継続への支援、社会的活動への支援、進路選択の支援)</li> <li>・教育課程 (編成、見直し、学科、実習、特別活動、成績評価、単位認定)</li> <li>・学校環境 (施設設備、実習施設、組織体制の整備、教員人事 等)</li> <li>・研修・研究 (教職員の研修等活動)</li> <li>・学校評価 (自己点検・自己評価)</li> </ul> <p>2 評価委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業生 (同窓会長)</li> <li>・益田赤十字病院 (看護部長)</li> <li>・益田地域医療センター医師会病院 (看護部長)</li> <li>・益田保健所 (所長)</li> <li>・松江高等看護学院 (副学院長)</li> </ul> <p>3 評価結果の活用方法</p> <table> <tr> <td>委員会の開催</td> <td>9 月下旬</td> </tr> <tr> <td>学校関係者評価委員による評価</td> <td>10 月～11 月</td> </tr> <tr> <td>学校関係者評価の取りまとめ</td> <td>12 月</td> </tr> <tr> <td>学校関係者評価の学内確認・共有</td> <td>1 月</td> </tr> <tr> <td>ホームページでの公表</td> <td>2 月</td> </tr> <tr> <td>運営委員会への報告</td> <td>3 月</td> </tr> </table>	委員会の開催	9 月下旬	学校関係者評価委員による評価	10 月～11 月	学校関係者評価の取りまとめ	12 月	学校関係者評価の学内確認・共有	1 月	ホームページでの公表	2 月	運営委員会への報告	3 月
委員会の開催	9 月下旬											
学校関係者評価委員による評価	10 月～11 月											
学校関係者評価の取りまとめ	12 月											
学校関係者評価の学内確認・共有	1 月											
ホームページでの公表	2 月											
運営委員会への報告	3 月											

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
島根県立石見高等看護学院同窓会 会長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	卒業生
益田赤十字病院 看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習施設
益田地域医療センター医師会病院 看護部長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	実習施設
島根県益田保健所 所長	2022. 4. 1～2023. 3. 31	行政（保健衛生）
島根県立松江高等看護学院 教務主任	2022. 4. 1～2023. 3. 31	看護師養成所（2年課程）
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
ホームページアドレス <a href="https://www.sinc.ac.jp/">https://www.sinc.ac.jp/</a>		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

ホームページアドレス <https://www.sinc.ac.jp/>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	島根県立石見高等看護学院
設置者名	島根県

#### 1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		21人	18人	39人
内訳	第Ⅰ区分	12人	11人	
	第Ⅱ区分	4人	5人	
	第Ⅲ区分	5人	2人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				39人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

#### 2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	1人	人	人	人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	人	人	人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人	人
計	1人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。